

平成28年度



健康みやざきマイレージ

●各健診や健康づくり事業に参加して、賞品をゲットしよう!

参加賞はもれなくもらえます!

健康みやざきマイレージとは?

健康づくりに取り組んだ方の特典です。健診や宮崎市主催等の健康づくり事業に参加し、ポイントを貯め応募すると抽選で素敵な賞品が当たります!

参加資格

宮崎市民(小学生以上)

※平成29年1月~3月に対象事業に参加して貯めたポイントは、翌年度に繰越しできます。参加したことが分かるものを大切に保管しておきましょう。

ポイントを貯める期間

平成28年8月~12月

応募方法と締切

応募締切:平成28年12月28日(水)

STEP 1 ポイントカードを入手する。

STEP 2 対象事業に参加してポイントを手する。(裏面掲載)

STEP 3 指定のポイントを貯めて応募する。(成人:20P 20歳未満:10P)

お近くのポイントステーションにご提出ください。

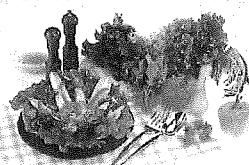
抽 選

平成29年1月~2月:当選者は賞品の発送をもってかえさせていただきます。



市内温泉券3,000円相当×200名様

賞



野菜や果物 3,000円相当×150名様

品



旅行券50,000円相当×5名様

ポイントステーション

- ◎健康支援課(宮崎市保健所4階)
- ◎各保健センター(中央・江南・佐土原・高岡・清武・田野)
- ◎国保年金課(宮崎市役所第2庁舎1階)

(受付:8時30分~17時15分 土日・祝日を除く)
※対象事業参加後にポイントをもらう場合は、参加した事がわかるものをご持参ください。

掲載している賞品は一部です。その他にも、万歩計、携帯ボトル、スポーツタオルなどの素敵な賞品が当たります。

詳しくは、宮崎市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>



●ポイントが貯まったら応募! 応募締切:平成28年12月28日(水)

キリトリ

住 所	〒 宮崎市		
氏 名			性別(男・女)
生年月日	年 月 日	年齢(歳)	
電話番号			
問合せ先	宮崎市健康支援課 Tel:0985-29-5286		

健康みやざきマイレージ事業

(平成28年度)

ポイントカード



応募締切

H28.12.28(水)

抽選

1月~2月

※当選者は賞品の発送をもってかえさせていただきます



みんながで事業に参加してポイントを貯めよう。

MIYAZAKI CITY

対 象 事 業	ポイント
○国保の特定健診及び同等の職場健診	5
○がん検診及び職域で行われている検診 (肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)	各5
○骨粗しょう症検診	5
○肝炎ウイルス検査	5
○歯科健診(宮崎市の実施するワンコイン健診)	5
○ロコモメイト(養成講座受講した方)	3
○献血(1回につき3点 年度上限6点)	3
○健康福祉まつり(11月3日)※1	各3
○マラソン大会 ※2	各3
○市民一斉ウォーキング(10月10日)	3
○市政出前講座 ※3	各3
○ラジオ体操(15日以上実施した方)	5

※1 旧町域の福祉まつりについては、宮崎市のホームページをご覧ください。

※2 参加したことを確認できるもの(記録証等)をご持参ください。

※3 健康づくりに関するメニューのみ。宮崎市のホームページをご覧ください。



【追加】○骨髄バンクドナー新規登録 [20点] ※平成28年4月1日以降に登録した方に限ります。

Q. 7月までに受けた健診のポイントは?

A. 安心してください。加算できます。
受けたことを証明できる受診券等
をポイントステーションにご持参
ください。ポイントをつけます。
(平成28年度事業が対象です。)

★平成29年1月～3月の健診分は、
平成29年度分にポイント追加と
させていただきます。

こどもは
10ポイントで応募
できるよ!

お問合せ先

宮崎市保健所健康支援課 からだの健康係
〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2
電話 0985-29-5286 FAX 0985-29-5208



1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

自治会への AED 補助

自治会の“AED(自動体外式除細動器)”設置に対して、平成 23 年 4 月から新たな補助制度が始まりました。これは、自治会が所有されている公民館等に、自治会の皆様が AED を設置しようとする場合に、その事業費の一部に対して補助を行うものです。地域の皆様の安全・安心なまちづくりに、また、地域のイベントやコミュニティ活動に備えていただくために是非ご利用ください。

補助対象となるもの

1. AED 本体及び付属品の購入費用
2. AED の取付費用(購入時に限る)

AED(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった場合に、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

補助対象事業

AED を、自治会が所有する公民館等に設置される場合に、その事業費の一部を補助します。

- 自治会の施設に対し、AED1 台を初回限りにおいて補助対象とさせていただきます。
- 修繕・滅失・買替及び付属品の更新等に係る費用は対象外とします。

補助の条件

1. AED は、薬事法の許可を受け市販されている本体、バッテリー及び電極パッド等の付属品を購入してください。
2. 電極パッドについては、成人用と共に小児用も購入してください。
3. 施設の主な出入り口に、AED が設置してあることが分かるような表示を設けてください。
4. 地域と連携し、緊急時には AED を広く活用できるように努めてください。
5. AED の使用に関し、必要な講習会を受講してください。

補助金

AED 設置費(必要付属品を含む)に要する費用の 10 分の 8 以内の補助で、上限は 24 万円です。

- 例 1: 設置費 35 万円→補助金 24 万円
- 例 2: 設置費 25 万円→補助金 20 万円